卓　　話

平成 26 年 3 月 25 日

『時効の話』

秋保賢一会員

Ｑ１　Ｋさんは 13 年前にＣ子さんと不倫をしていました。そのことが、つい最近（1 ヶ月前）になって妻であるＢ子さんに発覚しました。怒り狂ったＢ子さんは、妻子があることを知りながらＫさんと浮気をしたＣ子さん相手に慰謝料の請求をすると言っています。

**　これに対し、Ｃ子さんは、10 年以上前のことなのでもう時効だと言っています。Ｃ子さんの主張は認められるでしょうか。**

●まず、Ｃ子さんは、Ｋさんに妻子があることを知りながら不倫をしたので、妻Ｂ子さんに対しては不法行為が成立する

●不法行為に基づく慰謝料請求権は、民法 724 条で、損害及び加害者を知ったときから３年あるいは、行為の時から 20 年で時効にかかる。この行為の時から 20 年というのは、損害及び加害者を知っていてもいなくても関係なく進行する（正確には時効ではなく除斥期間というがややこしいので無視して時効としてお話しする）

●妻Ｂ子さんは 1 か月前まで知らなかったので、まだ、時効が進行し始めてから 1 ヶ月しか経っていない。その行為つまり浮気があってからまだ 20 年経っていないので消滅時効が完成していない

Ｑ２　Ｍ社は、Ｋ社との間で長年にわたり取引がありましたが、最近になり商品代金の支払が遅れるようになってきたので取引を打切りました。打切った時点での売掛金代金の未払分は 300 万円に達していました。その後、Ｍ社は、毎月、請求書を送っていましたが、全く支払がないまま 3 年が経過しました。Ｍ社は、これ以上は待てないと考えて、1 ヶ月以内に支払をしないと訴訟を起す、売掛金を差し押えると強く請求しました。するとＫ社は，「もうちょっと経ったらまとまったお金が入ってくるので待って欲しい。」と言ってきました。Ｍ社がしばらく待っていたところ、突然、Ｋ社から「もう時効だから払う必要がない。」という電話がありました。

Ｍ社は、Ｋ社に売掛金の返還を請求できるでしょうか。

●これは商品代金債権なので民法 173 条の 1 号で 2 年の短期消滅時効にかかる。債権の時効は原則 10 年だけれども会社同士の取引に基づく債権だと商法上の短期消滅時効で 5 年になる。さらに商品の代金だと民法 173 条 1 号でさらに短い 2 年の消滅時効にかかる

●民法 153 条で催告は 6 ヶ月以内に訴訟とか簡易裁判所に対して支払督促の申立をするとか、仮差押えとかの裁判上の手続をしないと効力を失うとされている⇒つまり毎月請求書を送っているだけでは消滅時効に係ることになる

●本件では，請求書を出していただけだから、2 年で時効にかかってしまっている

●ただし、Ｋ社はＭ社から強く催促された時点で「もう少し待ってくれ」といって支払猶予を求めている。これは債務を承認したことになる。消滅時効は既に完成してしまっているけれどもＫ社は債務を承認したことになる

●Ｍ社としてはもうちょっと待っていれば支払われるだろう、もう消滅時効を主張されるようなことはないだろうと期待することになる。ところがＫ社が前言をひるがえして時効を主張することは信義誠実の原則に反するというのが判例の考え方。これを消滅時効の援用権の喪失の理論という

●したがって、結論としては、Ｍ社は消滅時効期間を過ぎているけれども売掛代金を請求できることになる

Ｑ３　Ａさんは、ビデオレンタル店からビデオ３本を借りていましたが、引越の際に返すのを忘れてそのままになってしまいました。5 年後、住所をつきとめたビデオレンタル店から 1 日について 200 円の延滞料合計 108 万円を請求されました。

ビデオ 3 本は、あわてて返しましたが、Ａさんは 108 万円ものお金を払うことができません。Ａさんは延滞料の支払を免れることができるでしょうか。

●レンタルビデオの延滞料は、民法 174 条 5 号の「動産の損料」にあたるので 1 年の消滅時効にかかると思われる

Ｑ４　Ｄさんは、甲土地の所有者ですが、亡父が作ったブロック塀が 30 年前からイーロにあったため、ブロック塀までが甲土地だと思って、ずっと庭木を植えたり、庭石をおいたりして占有してきました。

ところが、最近(１ヶ月前)になって、乙土地を競売で落としたＦさんから正しい境界はハーニであり、ブロック塀等は越境しているから撤去するように求められました。

なお、法務局の筆界特定の手続により正しい境界はハーニであったとされています。

Ｄさんが、ブロック塀等を撤去せずに済む方法あるでしょうか。

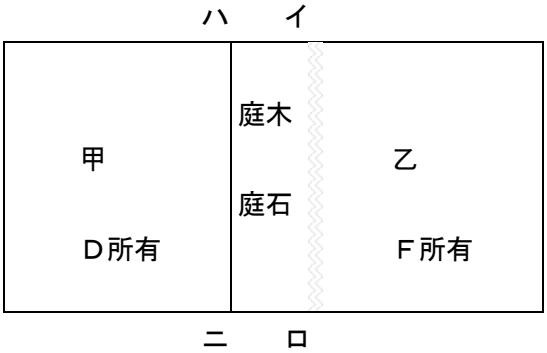

●民法 162 条では、20 年間所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の物を占有したものはその所有権を取得するとされている⇒あるいは自分のものだと信じたことについて過失がなければ、10 年で時効取得する⇒Ｄさんは父親の代からの占有を合わせると 30 年間、イロハニで囲まれた部分を占有していたわけだからどっちにしても取得時効が成立している

●したがって、Ｄさんは裁判を起して、このイロハニで囲まれた部分の時効取得を理由として分筆移転登記を求めることができるはず

●ところが、この事案でＦさんは、つい最近、1 か月前に乙土地を競売で落したということなので、Ｄさんの時効取得が完成してから、後でその土地を取得して登記を備えた第三者になる⇒判例では、時効完成後にその不動産を取得した第三者に対しては時効取得を対抗できないとされている（相続でＦさんが取得したのであれば別）

Ｑ５　次の債権を消滅時効期間の短い順に並べてください。（期間が同じものもあります。）

①従業員の残業代債権

②建設工事の請負代金債権

③スナックのツケ

④未払賃料

⑤会社同士の貸付金債権

●答は、③（１年）、①（２年）、②（３年）、④（５年）⑤（５年）の順